



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

資料2-1

第43回復興推進委員会(2023-11-22)

令和5年版「東日本大震災からの 復興の状況に関する報告」 (国会報告)の概要(案)

令和5年11月

国会報告の位置付け、令和5年版の特徴

国会報告の位置付け

- ・「東日本大震災復興基本法」に基づき、政府として毎年、震災からの復興の状況を国会に報告するもの（今回は、令和4年10月～令和5年9月の間の状況を中心にとりまとめ）
- ・『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』（令和3年3月9日閣議決定）のフォローアップも兼ねる

令和5年版の特徴

（1）「特集（TOPICS）」を新設

- 特集① 福島国際研究教育機構（F-REI）の設立・始動
- 特集② ALPS処理水の海洋放出と風評対策等

（2）「復興の現状」と「復興の取組」を統合

昨年まで分かれて記載されていた項目を統合し、分野・テーマごとの全容把握を容易化

（3）「直近1年間の主な動向」を新設

（4）本文のスリム化・参考資料（図表・データ）を巻末に集約

※ 国会報告後、「令和5年版 東日本大震災復興白書」として公表することを予定（白書としての公表は初めて）

全体構成（目次）

第1部 特集（TOPICS）【新規】

- I 特集① 福島国際研究教育機構（F-REI）の設立・始動
- II 特集② ALPS処理水の海洋放出と風評対策等

第2部 復興の現状と取組【統合（現状と取組をまとめて記載）】

- I 復興の歩みと直近の動向
 - 1 これまでの復興の歩み
 - 2 直近1年間の主な動向【新規】
 - ※ 3県の現地復興レポート（各復興局作成）も掲載
- II 地域・分野ごとの状況
 - 1 地震・津波被災地域
 - 2 原子力災害被災地域
 - 3 復興の姿と震災の記憶・教訓の発信
 - 4 復興を支える仕組みと予算・決算

参考資料

第1部 特集 (TOPICS) ①

I 特集① 福島国際研究教育機構 (F-REI) の設立・始動

1 設立の経緯

- ・ 令和元年7月～令和2年6月 有識者会議における検討・最終とりまとめ
- ・ 令和2年12月、令和3年11月 復興推進会議における設置方針の決定、法人形態等の決定
- ・ 令和4年2月・6月 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の閣議決定・施行
- ・ 令和4年3月 「福島国際研究教育機構基本構想」の決定
- ・ 令和4年8月 「新産業創出等研究開発基本計画」の決定
- ・ 令和4年9月 福島国際研究教育機構の立地決定
- ・ 令和5年4月 福島国際研究教育機構の設立・開所式、中期目標の策定・中期計画の認可

2 F-REIの概要

(1) F-REIの位置付け及び役割

- ・ 世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指し、国が設立した特別の法人
- ・ 福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものであり、オールジャパンでのイノベーションの創出、科学技術力・産業競争力の強化、経済成長、国民生活の向上に貢献することが期待

(2) 組織体制

- ・ 内閣総理大臣ほか関係5大臣を主務大臣とし、政府一丸となって取組を推進。関係閣僚会議も開催
- ・ 理事長のリーダーシップにより一体性を確保。国内外の外部有識者によるアドバイザー体制等を構築

3 F-REIの4つの機能

(1) 研究開発

- ・ 福島の優位性が発揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本に取り組む
- ・ 外部委託等から段階的に直接雇用・クロスアポイントメントによる研究開発に移行する

(2) 産業化

- ・ 研究成果の社会実装・産業化も主要な業務とし、緊密な産学官連携体制の構築などを行う
(「F-REI産官学ネットワーク・セミナー」の開催など)

(3) 人材育成

- ・ 立地地域等において様々な分野の研究者や技術者を育成する体制を構築する
(福島県内の大学・高等専門学校・高校における「F-REIトップセミナー」の開催など)

(4) 司令塔

- ・ 「新産業創出等研究開発協議会」の開催
- ・ 放射性物質の環境動態研究に係る既存施設の統合及び予算集約を行う

4 今後の取組

- ・ 第一期の中期目標期間（令和5～11年度）では、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置く
(同期間中の事業規模は1,000億円程度を想定、50程度の研究グループによる研究体制を目指す)
- ・ 当初の施設整備は国が実施。復興庁設置期間内での順次共用開始を目指し、さらに可能な限り前倒し
- ・ 国内外の研究人材等を集積させるための生活環境の整備（市町村や県の支援など）

II 特集② ALPS処理水の海洋放出と風評対策等

1 ALPS処理水の概要

- ・「ALPS処理水」は、放射性物質を含む汚染水を、トリチウム以外が規制基準を満たすまで浄化処理したもの
- ・貯蔵タンクが1,000基を超え、敷地を圧迫しており、廃炉作業の安全な実施に支障が生じかねない状況

2 海洋放出に至る経緯

- ・平成25年12月～令和2年2月 専門家会議での検討・報告書とりまとめ
- ・令和3年4月、12月 関係閣僚等会議での基本方針の決定、行動計画の策定
- ・令和5年6～8月 海洋放出設備工事完了、原子力規制委員会の使用前検査、IAEAの包括報告書
- ・令和5年8月 関係閣僚等会議での放出時期の決定、海洋放出開始（8月24日）

3 安全確保の取組

(1) 原子力規制委員会による審査等

- ・放出設備の設置等の認可（令和4年7月、令和5年5月）、使用前検査（令和5年6～7月）

(2) モニタリング

- ・東京電力、原子力規制庁、環境省、水産庁、福島県に加え、IAEAも独立してモニタリングを実施
- ・関係機関の測定結果をまとめたウェブサイトを新設し、国内外に対し、透明性高く情報発信を実施

(3) 国際原子力機関 (IAEA) によるレビュー

- ・令和4年2月からレビューが行われ、令和5年7月に包括報告書がとりまとめ（東電・日本政府等の対応は国際的な安全基準に整合的、海洋放出が人及び環境に与える影響は無視できるもの）

4 水産業等への支援

- ・ 漁業者等のなりわい継続の支援に万全を期すため、政府一丸となって総合的な取組を実施
- ・ 復興大臣をトップとする「風評対策タスクフォース」を開催し、決して風評影響を生じさせないとの強い決意の下、関係府省庁が連携して情報発信等を実施
- ・ ALPS処理水の安全性等に関する科学的根拠に基づいた正確な情報発信に加え、「三陸・常磐もの」の消費拡大を図るため、イベントの開催、社食での導入、お弁当の購入、多様な情報発信等を実施
- ・ 復興特別会計において、水産物の販売促進・販路回復や水産業の生産性向上・担い手確保の支援等を行うとともに、補正予算により需要対策基金（300億円）と漁業者支援基金（500億円）を設置
- ・ ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、令和5年9月に5本柱の「水産業を守る」政策パッケージをとりまとめ（予備費207億円による緊急支援事業を含む）

5 ALPS処理水の放出に伴う風評被害に対する賠償

- ・ 令和4年12月に東京電力が賠償基準を公表。引き続き、関係団体等の意見を伺いながら、具体化

6 将来技術の継続的な追求

- ・ 汚染水発生量は、R4に約90m³/日に抑制（対策前の1/6程度）。R10に約50～70 m³/日を目指す
- ・ トリチウム分離技術の公募等により、将来的な実用化に向けた検討を実施

7 総括

- ・ 今後とも、ALPS処理水の処分が完了するまで、全責任を持って取り組む

第2部 復興の現状と取組①

I 復興の歩みと直近の動向

1 これまでの復興の歩み

震災発生からこれまでの取組等の流れや、現状・方向性等を総括的に記載

2 直近1年間の主な動向

- 令和4年10月～令和5年9月までの間の主な取組等を記載（主な記載内容は以下のとおり）
- 岩手県・宮城県・福島県の「現地復興レポート」（各復興局作成）も掲載

【主な記載内容】

- ・ 浪江町・富岡町・飯舘村の特定復興再生拠点区域における避難指示解除（令和5年3月～5月）
- ・ 「るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド」の発行（令和5年3月）
- ・ 福島国際研究教育機構（F-REI）設立（令和5年4月）
- ・ 大熊町内における学校再開（義務教育学校「学び舎ゆめの森」）（令和5年4月）
- ・ G7広島サミット等における復興に関する情報発信（令和5年5月等）
- ・ 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」施行（「特定帰還居住区域」制度の創設）（令和5年6月）
- ・ ウクライナとの覚書締結及び「教訓・ノウハウ集」の英訳版公表（日本の知見を海外にも広く展開）（令和5年6月）
- ・ ALPS処理水の海洋放出開始（令和5年8月）
- ・ 「復興政策10年間の振り返り」公表（令和5年8月）
- ・ 日本産食品の輸入規制撤廃（EU・ノルウェー・アイスランド・スイス・リヒテンシュタイン）（令和5年8月）
- ・ 「特定帰還居住区域復興再生計画」の認定（大熊町・双葉町）（令和5年9月）

第2部 復興の現状と取組②

II 地域・分野ごとの状況

1 地震・津波被災地域

- (1) 被災者支援（避難者等の状況、「被災者支援総合交付金」によるコミュニティ形成支援や心のケア等の取組）
- (2) 住まいとまちの復興（住宅再建・復興まちづくり、公共インフラ等の構築等、造成地や移転元地等の利活用促進）
- (3) 産業・生業の再生（グループ補助金による災害復旧、新ハズオン支援事業による販路開拓等の支援）
- (4) 観光の振興（福島県における観光関連復興支援事業、ブルーツーリズム推進支援事業）
- (5) 「新しい東北」の創造（官民連携推進協議会、顕彰、ワークショップ）
- (6) 地方創生との連携強化

2 原子力災害被災地域

- (1) 現状と取組の方向性（中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生に向けて取り組む）
- (2) 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）（安全かつ着実な実施、対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信）
- (3) 環境再生（除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入、最終処分・再生利用に向けた取組等）
- (4) 避難指示解除（避難指示解除準備区域・特定復興再生拠点区域における避難指示解除、拠点外への対応）
- (5) 帰還・移住等の促進、生活再建等（被災者支援、教育・医療・介護・福祉、損害賠償、移住・定住等の促進等）
- (6) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等（ロボットテストフィールドでの実証事業等、福島新エネ社会構想等）
- (7) 福島国際研究教育機構（F-REI） ※特集で詳述
- (8) 事業者・農林漁業者の再建（官民合同チーム、企業立地支援、営農再開、森林・林業の再生、漁業の再生）
- (9) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進（風評対策タスクフォース、福島県産品のブランド力向上、輸入規制の撤廃等）

3 復興の姿と震災の記憶・教訓の発信

- (1) 復興に係る広報（G7広島サミット等での広報等）
- (2) 「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信
- (3) 震災の記憶と教訓の後世への継承（「復興政策10年間の振り返り」公表、東北復興ツーリズム推進ネットワークへの参画等）

4 復興を支える仕組みと予算・決算

- (1) 復興を支える仕組み
（復興特区、福島再生加速化交付金等）
- (2) 予算・決算